

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標の概要

前文

- 独法化後の実績の総括、医療介護総合確保推進法の成立など医療を取り巻く環境
- 第2期目標期間において、県立病院が目指すべき方向
 - ◇救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療
 - ◇がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患等に対する高度専門医療
 - ◇効率的・効果的な業務運営
 - ◇地域の医療機関や医療従事者支援による本県医療の質の向上への貢献

第1 中期目標の期間

- 平成27年4月1日～平成31年3月31日

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 県立病院として積極的に対応すべき医療について、内容を具体化
 - 〈総合医療センター〉
 - ◇三次救急医療
 - ◇重症妊産婦・新生児の搬送を常時受け入れる総合周産期医療
 - ◇代診医派遣、巡回診療等のへき地医療
 - ◇災害医療、感染症医療
 - ◇高度急性期病院として、がんなどに対する高度専門医療
 - 〈こころの医療センター〉
 - ◇精神科救急・急性期医療の中核的役割
 - ◇認知症、児童・思春期の精神疾患等に対する専門医療
 - ◇児童相談所等の関係機関との連携強化
 - ◇患者の早期社会復帰推進
- 医療従事者の確保、専門性の向上、施設設備の整備、医療に関する安全性の確保、患者サービスの向上
- 地域医療への支援について、他の医療機関との役割分担の下でのかかりつけ医との病診連携等の強化、医療機器の共同利用による地域医療支援等
- 医療に関する調査・研究、医療従事者の研修

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 効率的・効果的な業務運営、収入の確保、費用の節減・適正化

第4 財務内容の改善に関する事項

- 目標期間内の経常収支を黒字とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 人事給与制度の運用見直し、働きやすい環境づくり等
- 中期計画において数値目標を設定すること。